

愛知淑徳大学大学院教育学研究科規程

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知淑徳大学大学院教育学研究科（以下、「研究科」という。）が愛知淑徳大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第1条に則り、次条に掲げる基本理念及び目的を達成するため、教育課程、授業、研究指導、成績評価及び管理運営等について、大学院学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

（1）研究科は、大学理念である「違いを共に生きる」のもと、「新しい時代の教育に対応できる教員をはじめとする教育界の指導的人材の育成を目指す。」を基本理念とする。

2 研究科は、人間の発達及び教育に関する幅広く高度な専門的知識を修得し、それに基づいて、問題を論理的に分析し考察する研究能力を身につけるとともに、子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導を行うことができる卓越した実践能力を培うことを目的とする。

3 この規程に定めるもののほか、研究科の教育課程等に関し必要な事項は、教育学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）の定めるところによる。

（教育の目的）

第2条 大学の理念である「違いを共に生きる」を実現すべく、研究科は、新しい時代の教育に対応できる教員をはじめとする教育界の指導的人材の育成を目指す。そのため、人間の発達及び教育に関する幅広く高度な専門的知識を修得し、それに基づいて、問題を論理的に分析し考察する研究能力を身につけるとともに、子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導を行うことができる卓越した実践能力を培うことを目的とする。

（教育課程編成の基本方針）

第3条 前条の目的に従い、研究科は教育学専修と子ども発達専修の2つの専修を設け、教育をその主たる活動の場である学校教育という面と、人間の発達の可能性とその促進という面の2つの面から、それぞれに応じた深い学修・研究を行うとともに、この両面を有機的に関連づけることで柔軟で幅広い学修を可能にする教育課程を編成する。

（教員編制）

第4条 研究科は第1条及び第2条に掲げる基本理念・目的を達成するため、教育課程、授業、研究指導、成績評価及び管理運営等の必要性に基づき、年齢構成及び関連学部の教員編制の方針を考慮しつつ、以下の要件を備えた教員によって編成される。

（1）研究科の教員となる者は、人格、高い倫理観、識見、研究上の業績、大学の教育及び運営を担う能力、学会及び社会における活動実績並びに職務遂行能力等について、大学教員たるに適する条件を備えていること。

（2）研究科の基本理念、教育目標を共有し実践するために、人間の発達と教育について各自の専門領域を基にした深い洞察力を有するとともに、他の教員の専門性も尊重し、幅広く理解しようとする者であること。

（3）学生指導、研究科運営に当たっては、研究科の教育課程編成の基本方針を尊重し、協働できる者であること。

（研究科委員会）

第5条 研究科委員会は、教育学研究科長（以下、「研究科長」という。）が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科委員会において、あらかじめ定めた順序により、委員が議長を務める。

- 3 研究科委員会は、委員（海外出張中又は休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 研究科長は、研究科委員会で審議した結果を学長に報告しなければならない。
- 6 研究科委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第6条 研究科の授業科目とその単位数、履修方法は、別表のとおりとする。

- 2 授業科目の単位数の計算の基準は、研究科委員会の意見に基づき、学長の定めるところによる。

（長期履修）

第7条 大学院学則第3条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下、「長期履修」という。）を希望する場合は、これを認めることがある。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（研究指導教員）

第8条 入学を許可された者には、研究指導教員を定める。

- 2 研究指導教員は、必要に応じて2人以上とすることができる。その場合において、主たる研究指導教員は1人とする。
- 3 前項の場合に必要なときは、従たる研究指導教員として他の研究科の教員をもって充てることができる。

（研究計画書及び履修計画書の提出）

第9条 入学を許可された者は、研究指導教員の指導を受けて研究計画書及び履修計画書を作成し、指定の期間内に研究科長に提出しなければならない。

（入学前の本学大学院における既修得単位の認定）

第10条 学生が研究科に入学する前に本学大学院において修得した単位については、修士課程修了の要件となる単位として認定することができる。

- 2 前項による単位の認定方法については、研究科委員会の定めるところによる。

（他の研究科の授業科目の履修）

第11条 学生が本学の他の研究科において授業科目を履修し修得した単位については、10単位を超えない範囲で修士課程修了の要件となる単位として認定することができる。

- 2 前項による単位の認定方法については、研究科委員会の定めるところによる。

（学部の授業科目の履修）

第12条 学生は、研究指導教員及び当該科目担当教員の承認を得て、学部の授業科目を履修することができる。ただし、これにより修得した単位については、課程修了の要件単位には含まないものとする。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長の上申により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条については、令和7年度以降入学者から適用し、令和6年度までに入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

教育学研究科 発達教育専攻 修士課程

(令和5年度以降入学者)

科目群	学 科 目	必修 単位数	選択 単位数	備 考
教育研究科目	教育研究法特講 a	2		
	教育研究法特講 b	2		
	教育研究演習	4		
教育科学科目	教育学特講 a		2	選択必修 4 単位以上
	教育学特講 b		2	
	教育心理学特講 a		2	
	教育心理学特講 b		2	
	生涯学習特講 a		2	
	生涯学習特講 b		2	
	キャリア教育特講a		2	
	キャリア教育特講b		2	
教科教育科目	国語教育特講 a		2	教育学専修選択必修 8 単位以上 子ども発達専修選択必修 4 単位以上
	国語教育特講 b		2	
	算数科教育特講 a		2	
	算数科教育特講 b		2	
	科学教育特講 a		2	
	科学教育特講 b		2	
	社会科教育特講 a		2	
	社会科教育特講 b		2	
	スポーツ教育特講 a		2	
	スポーツ教育特講 b		2	
	生活科教育特講a		2	
	生活科教育特講b		2	
子ども発達科目	発達心理学特講 a		2	教育学専修選択必修 4 単位以上 子ども発達専修選択必修 8 単位以上
	発達心理学特講 b		2	
	幼児教育特講 a		2	
	幼児教育特講 b		2	
	運動発達学特講 a		2	
	運動発達学特講 b		2	
	創造性教育特講 a		2	
	創造性教育特講 b		2	
	特別支援教育特講 a		2	
特別支援教育特講 b		2		
実践展開科目	教育メディア論		2	
	学校カウンセリング		2	
	国際理解教育		2	
	生涯学習指導者論		2	

修了要件

教育学研究科発達教育専攻（修士課程）を修了するためには、1年または2年以上在学して上記科目中30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および試験に合格しなければならない。